

『心もからだもたくましい子』～皆野幼稚園～

未就園児保育 「み～なクラス」を実施します！

幼稚園を楽しみにしているお友達、お待たせしました。皆野幼稚園の未就園児保育『み～なクラス』を開催します。「幼稚園はどんなところ？」と思っていたら、気軽に遊びに来てください。年齢の近いお友達といっしょに過ごして、楽しさや雰囲気を感じてくださいね！



昨年の未就園児保育の様子

◆日 時 1月20日(水)・2月10日(水)・3月3日(水) 午前10時30分～11時30分

◆対象児 幼稚園入園前の幼児

◆内 容 親子でリズム運動、簡単な制作活動、絵本や紙芝居の読み聞かせ など

※事前に幼稚園まで申込みをお願いします。

問合せ 皆野幼稚園 ☎62-1333

秩父税務署での 窓口相談

電話番号 22-4433

○税務署窓口での相談は、窓口の混雑緩和のため事前の予約が必要です。

事前予約は、自動音声案内で「2」を選択

※令和3年1月4日～3月31日までの期間については、所得税・贈与税および個人事業者の消費税の申告に関する相談の事前予約は行っていません。

○国税庁ホームページの「タクスアンサー」もご利用ください。

スマートフォンからも利用できます。



固定資産税の届出・申告

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される税金です。次に該当する場合は1月31日までに必ず届出や申告をしてください。

○ 土地の利用状況を変更したとき

農地から宅地、山林から雑種地など、土地の利用状況を変更した場合。

○ 家屋を新築・増改築したとき

家屋とは住宅・店舗・物置・車庫などで、屋根と三方を囲う壁があり土地に定着したものをおいいます。

○ 家屋を取り壊したとき

○ 納稅義務者に変更があったとき

所有者が亡くなり相続登記が済んでいない場合。未登記家屋の所有者が変更になった場合。

○ 償却資産の申告

事業を営んでいるかたは、事業のために使用する償却資産（構築物や機械・器具・備品など）を申告する義務があります。

問合せ 税務課 課税担当 ☎62-1461